

令和8年度乳児等通園支援事業について

～認可・確認に係る意見聴取～

1. 乳児等通園支援事業の認可・確認

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の認可に当たっては、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として認可・確認を行い、給付費を支払う。

2. 意見聴取の根拠法令

(1) 乳児等通園支援事業の認可・確認に係る意見の聴取

市長は、特定乳児等通園支援事業の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援法第72条第1項の審議会の意見を聴かなければならない。(参照:改正子ども・子育て支援法第54条の2)

市長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ長岡京市児童対策審議会の意見を聴かなければならない。(参照:改正児童福祉法第34条の15)

※改正子ども・子育て支援法、改正児童福祉法 令和8年4月1日施行

現行法においても、認可・確認の準備行為について附則に記載あり。

3. 意見徴収の内容

(1) 令和8年4月 乳児等通園支援事業所(※今回審議対象)

施設名称	事業主体	所在地	定員
海印寺こども園	(社福)長岡福祉会	奥海印寺坂ノ尻	0歳 0名 1歳 } 6名 2歳 } 計 6名
今里こども園	(社福)長岡福祉会	今里北ノ里	0歳 1名 1歳 } 4名 2歳 } 計 5名

当日資料:事業計画書、見取り図

※当日資料については、審議会終了後に回収致します。